

2021年7月14日

米国司法長官の死刑執行一時停止（モラトリアム）の発表を踏まえての声明

死刑をなくそう市民会議

共同代表世話人一同

アメリカ合衆国（米国）メリック・ガーランド司法長官は、今日1日、「政策及び手続の再検討期間中の連邦の死刑執行の一時停止（モラトリアム）」に関するメモランダムを発出した。

このメモランダムは、直接的には、米国司法省の彼の配下にある司法次官等に対して、トランプ前大統領が行った連邦の死刑執行を容易化する措置の見直しを指示し、その見直しが終了するまでは連邦の死刑執行を停止する政策を公表したものである。

このようなメモランダムの内容から、「このメモランダムは、連邦の死刑制度を単にトランプ大統領の取った措置以前の状態に戻すだけであり、死刑廃止にまで踏み込んでおらず不十分である。」とする意見もある。

しかしながら、我々は、ガーランド司法長官が彼の部下に示した直接的な指示に止まらず、このメモランダムの中で示したガーランド司法長官の死刑制度に対する基本的認識についても注目すべきであり、この基本的認識は、我が国においても教訓とすべきものである、と考える。

ガーランド司法長官は、メモランダムの冒頭部分で次のように語っている。

『司法省は、連邦刑事司法制度において、誰もが合衆国の憲法及び法により保障された権利を与えられるばかりでなく、公正かつ人道的に取り扱われることを確実にしなければならない。その義務は、死刑事件においては特別な効力をもつ。死刑の継続的使用については、適用における恣意性、非白人への質的に異なる影響、死刑その他の重大事件において無実が明らかになる人が悩ましいほどの数にのぼることを含む、深刻な懸念が、全米において挙げられてきた。こうした重大な懸念は、立法者による慎重な調査と評価に値する。その間、司法省は、死刑に適用される現行連邦法の執行において、公正さと人道的な取扱いに対する義務を誠実に守らなければならない。』

つまり、ガーランド司法長官は、このメモランダムにおいて、「連邦においては、死刑制度の存廃（継続的使用）は立法府である連邦議会が検討すべき問題であるが、死刑執行を担当する行政府の司法省は、連邦議会がその検討をする間は、死刑執行について公正さと人道的な取扱いに対する義務を誠実に守るために死刑執行を当分の間停止すること」を表明したのであり、かつ、「実質的に、連邦議会に死刑制度の廃止について検討をすること」を求めたのである、と評価できる。

ガーランド司法長官のメモランダムで示された基本的認識は、成熟した民主主義国家であるが故に示すことができたと思われるが、あえて、これを我が国の状況に置き換えてみれば、

「法務省として、現行の死刑制度は手続上も人道上も多くの問題があることから、国会が熟議を経て死刑廃止についての結論を出すまでは死刑執行を停止することを決めた」というものになるう。

我々は、我が国の法務省が、米国司法省と同様の立場に立って、まず死刑執行を停止するとともに、立法府である国会が死刑制度の有する手続上及び人道上の重大な懸念について慎重な調査と評価を行う機会を持てるよう行動することを求めるものである。そして、このことについて、上川陽子法務大臣及び同大臣を継ぐこととなる将来の法務大臣が、積極的な役割を果たすことを期待したい。

以上